

《 覚 書 》

文系領域における「アイデアの盗用」をめぐって

—インターネット上の言説よりみる論争の諸相—

向野 正弘

はじめに

ここで「アイデアの盗用」と表記するのは、基本的に「研究ねかと」(misconduct)の内の「盗用」の範疇に属す¹。文科省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」は、

盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

と規定する。極端な例、たとえば全文盗用について考えてみると、「分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語」の盗用となり、当然「アイデアの盗用」となる。ところが「分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語」の盗用とは言い難く、「アイデアの盗用」になるのではないか、として論争となった事例がある。ここでは、日本における三つの事例を検討し、考察を加えてみたい。三事例共、告発者（盗用されたと考える側）と被告発者（盗用したとは考えていない側）との間に認識の開きが大きいように見える。内二事例は裁判で争われ、結果は確定している。「アイデアの盗用」は著作権保護の対象とはなりにくい事柄であり、告発者（盗用されたと考える側）の敗訴となっている。

「アイデアの盗用」は、論文チェッカーで明らかにできるような事柄ではなく、よほど通じた方でないといわづらぬ。疑念を感じても、第三者には告発しづらい事柄で、最終的には、盗用されたと考える本人が声を上げるしかない。問題は本人が声を上げたその後である。両者のことで収まらず学界を巻き込む騒動となり、研究者の人格を含む批判が展開される。この場合は裁判も当てにならない。裁判においては、著作権上の問題を取り扱うので、基本的に「アイデアの盗用」は対象とならない。

それでは放置しておいてよいのだろうか。私は放置しておく、研究上に深刻な事態をもたらす事柄と考えている。文系の研究は、先行研究を踏まえて、批判的になされるべきものであり、先行研究の押さえがゆがむと、研究の基盤を揺るがす事態を招来すると考えている。一つのアジアの発案者は誰なのか。このアイデアに対してきちんとしたクレジットを附すにはどのようにすべきか。考えねばならないことは多い。

なお、私にはここで扱う論争について、学術的な判断を下す力量はなく、学術的な判断に影響を与えようとするものではない。私としては、どのような論点によって争われ、どのように波及していくのか。そうした足跡に検討を加え、「アイデアの盗用」をめぐり問題点を論じてみたいと考えてのことである。なお、基本的に敬称は略させていただく。

1. 序節：私の原・小林論争に関するtweetの問題天—本稿執筆の切っ掛け—

インターネット上の言説は、紙媒体の言説と異なる特徴を有している。私自身の言説を振り

返って、特徴を検討すると共に、私の本稿執筆の切っ掛けを確認しておきたい。私が原・小林論争に気付いたのは、比較的最近のことで、2022年8月下旬から9月初旬にかけて連続tweetしている。かなり感情的なtweetで、見返すと不適切な箇所もある。問題のある箇所は削除し、併せて若干の修正を加えて示すこととする。

①『創作か盗作か』の諸批評拝見。驚いた。実は朝鮮半島や満洲の経済動向を少し知りたいな、と思っていたので、そんな大事件があったとは思わなかった。原告がなぜ学界の議論で対処せず、裁判に訴えたのか。学界の議論では勝てないことは明白だからだろう。裁判なら「勝てる」と踏んだのであろう。②狙い通り。計算高い人物という印象を持つ。ところが学生時代に書いた最初の論文が盗作と判明したという。自慢の論文とのことで、これでネカトの快楽に填まってしまったように感じる。裁判となった博論は、かなり巧妙にできている印象を受ける。③恐ろしいことだと思う。ネカトは、習慣だという説があるからだ。被告には同情するが、なぜ25年間も放置してしまったのかと悔やまれる。著書目録を拝見すると、かなりの多作家。論文は良くわからないが、一定程度あるだろう。これからこういう業績を見見なおさなければならないということだと思う。(2022. 08. 29)

改めて見ると、問題の多いtweetである。「驚いた」感想を元に、推測を重ねて論じてしまっている。後に掲げる河野有理の危惧する「下衆の勘繰り」とはこういうものだろうと思う。さらに④⑤は、人格に論及する不用意な内容となっており、今回削除させていただいた。

⑥『創作か盗作か』の諸批評拝見tweet、その後考えたこと。たまらないのは、志高く集まった優秀な青年研究者たちの研究会においてなされたということ。学閥を越えて新しい共同研究のあり方を模索しているはずであったろう。⑦…(略)…⑧…(略)…⑨私は文系の学問は、批判の上に成り立つものだと思う。厳しい言い方になるが、不満を抱えながら、口をつぐんだ被害者は、なすべき事をなさなかったのではないか。⑩曲がりなりにも、日本のトップ大学に地位を得ていた人物であることを考えると、あまり褒められたことではないと思う。勿論、退職の最後にきちんと述べたこと、その後裁判で苦心されたことを高とするものである(了)(2022. 9. 1)

改めて見ると、やっぱり問題が多い。特に⑦⑧には非常に不適切な記述がある。今回削除させていただいた。ここで私は、被害者を論難している。私のような在野の研究者には、理解し難い話で、失礼な言い方になるが、だらしなく感じたのである。これをtweetした後に、それならば、私とその立場にいたらできたのか、と考えてみた。以下は、その結果である。

⑪少し前に小林英夫氏と原朗氏の裁判に絡むtweetをした(その段階では名前を挙げていない)。私は「口をつぐんだ被害者は、なすべき事をなさなかったのではないか」とした。何か自分の中で引っかかるものがあった。自分ならできたのかと問うてみた。「できなかったらう」というのが結論だった。⑫私は、自身の課程博時の博論をめぐる対応に非常な不満を持った。しかし声を上げることはできなかった。まして裁判となれば高い壁がある。私はひっそりと広島を後にした。あの時学位を得ていれば…。歴史にifがないように、人生にifはないだろう。(2022. 09. 07)

改めて見ると、感傷的で、「自分語り」に落とし込んでしまっている。さらに私は「トップランナーの孤独」というようなものを味わったことのない人間である。自分で出来そうもないことを人にやるようにいうのは傲慢かもしれないと反省している。私はさらに考える。

⑬先日来の小林英夫氏と原朗氏の裁判に絡むtweetに関連して、文系の「盗作」ということについて考えた。改めの白楽ロックビルのブログ等も見直してみた。捏造・改竄とは明らかに違うものだと認識した。捏造・改竄は虚構を作りだしている。したがって結果が歪む。／⑭対して、盗作は、他の方の作ったものによるのだから、一定のレベルにある方が一定の方法でやれば、その限りにおいて結果に歪みは無い。たとえば、良い論文を、正確に翻訳盗作すれば、その限りでは、良い論文となるだろう。ただし、このやり方は、現代においては発覚する危険性が高いということである。

／⑮白楽氏は「盗用のすべて」https://haklak.com/page_plagiarism.html（最終閲覧日22.09.09）において、13種類の盗用を掲げている。その中で「9. 知的盗用 (intellectual plagiarism) : 他人が出版した論文のアイデアを、引用しないで、自分のアイデアとして発表する」を掲げている。／⑯小林英夫氏と原朗氏の間には起こったことは、この「知的盗用」。アイデアの盗用の行き着く先を考えさせてくれる事例だと思う。文系の研究のアイデアは、極めて小さな「気づき」であることがあろうと思う（少なくとも私の場合はそうだ）。／⑰実は、前例となる中国塩業史に関わる裁判のことを当時仄聞していた。原告の「牢盆」への拘りを当時理解できなかったが、今は、原告の研究体系がこの上に成り立っているということだろうと思う。（2022.09.09）

改めて見ると、少し考える基準のようなものが出来てきている。白楽の「知的盗用」の指摘に気づき、藤井・佐伯論争のことを思い出した。その後、笹倉・荻部論争を知った。こうして自分なりに考えをまとめようとしたものが本稿ということになる。

◇ ◇ ◇

私は別稿において、tweetについて「同じ人物の見解として、整合しないものを見受ける」と記したことがある²。改めて自身のtweetを見返して、感覚的、感情的で、時間の経過によって変化し、見解も揺れて、整合性に欠ける点がある。私の言説だけでなく、インターネット上の言説に共通する点で、紙媒体の言説に比して、感覚的、感情的な揺れを伝える点に、史料としての価値を見いだすべきである。難しく感じるのは、現在に近づけば近づくほど、論じる私自身が感覚的、感情的な揺れを有す存在であり、感覚的、感情的な揺れを伝える言説を客観的に取り扱えるのであろうか、という疑念を有す。本稿では、白楽の見解によりつつ、自身の考える基準を整理し、その後に各論争について、論点を整理していくこととする³。

2. ネカト事情の一端—「白楽の研究者倫理」より、並びに私感—

「盗用」は、「捏造」「改竄」とはやや違った性格を有す。「捏造」「改竄」は研究自体を毀損する。ところが「盗用」は、その論文単体で見ると、内容をより引き立てることができる。

白楽ロックビル（林正男）「白楽の研究者倫理」(<https://haklak.com/>)は、海外の理系の事例を中心に幅広く取り上げて考察・検討を加えており、興味深く拝見している。日本の事件に論及することは少ないものの、日本国内の後進的な事情を危惧する心情に根ざしている。白楽は「2-2 盗用のすべて」（白楽の研究者倫理：2020.09.30改訂。2022.02.10更新⁴）において、13種類の盗用を掲げ、その中で「9. 知的盗用 (intellectual plagiarism)」として「他人が出版した論文のアイデアを、引用しないで、自分のアイデアとして発表する」と指摘する。ここで検討する「アイデアの盗用」はこれに該当することになる。

1) 文系の「盗用」をめぐる： 文系の学術においては、「捏造」「改竄」よりも「盗用」が多い。しかし「ネカトが事件として把握されるのは氷山の一角」⁵ ということであり、文系の「アイデアの盗用」は、本質的に水面下の出来事なのだと思う⁶。

白楽は、「2-2 盗用のすべて」に「6. 【盗用の根本的に難しい点】」「★研究の独創性は「盗用」から生まれる」という項目を立てている。白楽は、結論的に「アイデアの盗用」は、白楽が取り扱う「低俗で犯罪的な実際の盗用行為とは質的に異なる」もので、留意する必要があるとする。白楽は、

白楽は、研究の独創性はアイデアの“盗用”から生まれる、と考えている。この“盗用”は研究上の不正である盗用とは若干違うニュアンスもあるが、一括りで「盗用」としておく。／現在の「盗用」ルールをアイデアにも厳格に適用すると、独創性が落ちる。

と述べる。おそらく、研究領域の違いであろう。白楽は理系の方である。私は文系の中でも歴史学だと自覚している。私は「研究の独創性はアイデアの“盗用”から生まれる」とは思わない。私は、研究の独創性には、史料の精読がより重要な意義を有すと考えている。

白楽の指摘で注目すべきは、「盗用」に関しては、「盗用」ルールの厳格な運用に課題があるとする点である。「アイデアの盗用」は「盗用」のなかでも重要な命題と思うが、ルール上厳格に運営すればよいというものではないということになる。

白楽は、自著より、関連する箇所をコピペする。注目するのは、

人は他人のアイデアを学ぶと、自分のアイデアと渾然一体となり、元のアイデアの所有者が誰かわからなくなる。…(略)…特定のアイデアは、特許や論文という形にして公表すれば権利が確定するが、それはアイデアに基づいて研究した成果が特許や論文という形になるのであった、**アイデアそのものの段階で保護されるものではない。**…(略)…⁷

の箇所である。指摘の通りだとすると、自分のアイデアだと思っているものの中に他人のアイデアが入っていることになる。これを峻別することは容易なことでは無いのかもしれない。

以下、具体的な文系の「盗用」に関わる事件に付された「白楽の感想」より参考になると思ういくつかのものを掲げて考えてみたい。その際に、個々の事件を捨象して考えたいので、人名や大学名など略して掲げる。興味ある方は、「白楽の研究者倫理」において確認していただきたい。白楽は、

根源的な問題として、[人名]は、どうして、盗用したのだろうか？ 事件の状況がつかめる情報が不足していて、推察でしかない。…(略)…／とはいえ、**[人名]は多くの論文を盗用し、盗用の常習者である。盗用は彼女の研究習慣病と考えられる。**つまり、論文執筆の初期から盗用しながら論文を書くという執筆スタイル・研究習慣を身につけてしまった。それを、指導教授が見抜けなかった。それで、そのまま盗用しながらドンドン論文を書いてきた。ただ、**最近になって、盗用検出ソフトの発達で、盗用がバレた**のだろう。／また、[人名]は、大学卒業後、**実社会で働いてから、アカデミックの世界に入ってきた人**である。このような経歴の人の性向として、**学問の規範が身につけていない**人が多い。日本でも、そういう経歴の大学教授が論文盗用の不祥事を起こしている。⁸

と指摘する。この場合は、習慣的に盗用していたが盗用検出ソフトの発達でバレてしまった。日本でもこうした例は出ているようである。また日本でも実務家系統の人物が増えており、不安視されているようである⁹。

やや間接的ではあるが、

…(略)…「研究上の不正行為」は、初めて不審に思った時、徹底的に調査し厳罰を科すべきなのだ。…(略)…メディア受けする才能はあるのだろう。／しかし、盗用である。／多分、2017年の盗用論文以前から盗用していた。となると、2015年の博士論文も盗用ではないだろうか？／才能が「ある」「なし」にかかわらず、不正者をチャンと処分しておけば、①改心して、以後、不正をしない。②あるいは、研究者を廃業する。のどちらかになって、その後の人生で、学术界を黒く塗らない公算が高い。／「研究上の不正行為」は、**知識・スキル・経験が積まれると、なかなか発覚しにくくなるし、不正行為の影響が大きくなる。**¹⁰

[人名]が、いくつかの盗用箇所を指摘している。それで思うが、[人名]は、多分、常習的な盗用者だと思う。[人名]の論文と著書は調べれば、まだまだ盗用箇所が出てくると思う。…(略)…「研究上の不正行為」は、**知識・スキル・経験が積まれると、なかなか発覚しにくくなるし、不正行為の影響が大きくなる。**／今回の騒動で[人名]は盗用を止めるか、巧妙に盗用をするように

なるのか？／前者を期待したい。¹¹

と指摘する。「知識・スキル・経験が積まれると」なかなか発覚しにくくなる盗用とはなにか。ここで取り上げる「アイデアの盗用」は盗用検出ソフトの発達でバレるようなものではない。知識・スキル・経験があれば、アイデアさえあれば、やりようということになるろう。

こうした状況に対するにはどうしたら良いか。白楽は、

…（略）…学問分野とネカトは無関係である。／2008～2012年の5年間（38～42歳？）の5論文が盗用で撤回されたが、調べれば、もっと盗用論文が見つかるだろう。／被盗用者の[人名]が指摘するように、[人名]は[人名]の博士論文を盗用しても、[人名]が学术界から去ったので見つからないと考えたのだ。／一般的には、引用文献をうっかり明記し忘れて、盗用と糾弾されることはある。しかし、[人名]の場合を含め、多くの盗用は確信犯である。…（略）…／こういうネカト行為を防ぐには、必見必罰しかないでしょう。／ネカトの法則：「強い衝撃がなければ、研究者はネカトを止めない」¹²

[人名]は連続盗用者で、1999年～2014年のトータル26論文が撤回されている。／こうなると、根っからのネカト者との烙印が押されるが、初期にネカトが発見されていれば、26論文も盗用しなかった（できなかつた）はずだ。／多量にネカト論文を出版したネカト者を見るにつけ、ネカト行為の再発を防ぐ早期発見システムと厳罰化の導入が必須だと痛感する。／法則：「強い衝撃がなければ、研究者はネカトを止めない」¹³

と述べる。「多くの盗用は確信犯」であり、「連続盗用者」は初期に発見されていればできなかつたはずであり、「強い衝撃がなければ、研究者はネカトを止めない」という。

2) 日本の「ネカト」事情： 白楽の見るところでは、日本は、世界中でも最悪の後進国の一角にあるようである。「研究ネカト飲酒運転説」（2016. 11. 29¹⁴）では、「関心」「必見」「必厳罰」を3本柱に据えたネカト対策を提案している。興味深い指摘を抜き出してみよう。まず、

研究ネカトをする動機は、要するに、ズルしてでも、トクしようという行為である。研究ネカト論文で、博士号を取得し、研究職に採用され、他の研究者より早く昇進でき、研究費を多くもらう。カネと面子で、いい人生を送りたい。悪いとは知りつつ、ズルが勝つのである。「正直者がバカを見る」世界である。

と述べる。一般論として理解できる。私自身も「トクしよう」と努力してきたが大それたことはできなかつた。変に正直だったとも思う。そういう中でいくつかの研究不正が世間を騒がせており、少し関心が高まることもあった。私が常々興味深いと思っているのは、藤井善隆事件で¹⁵、白楽は、

日本では、「撤回論文数」の世界ランキングの第1位の藤井善隆を悪い奴だと責める論調が多いが、問題はそこではない。1993年から2012年までの20年間も、藤井善隆のデータねつ造論文を見つけれなかつた日本のネカト・対処システムに大きな問題がある。最初のデータねつ造論文を「必見」し「必厳罰」しておけば、藤井善隆のデータねつ造論文は1報で終わったはずだ。

と述べる。山高ければ、裾野広し、ということで、指摘の通りシステムに問題があると思う。さらに言えば根はもっと深いようで、日本の現状を

日本では、研究者の間で、研究ネカトへの無「関心」がまん延している。ネカト・ハンターは少ない。公益通報者は保護されずに報復される。メディアは独自に取材し追及することをほとんどしな

い。日本版の「パブリック」も「撤回監視 (Retraction Watch)」もない。国も社会も、研究ネカトを監視し、「許さないゾ」的な対応をしていない。

と述べる。基本的に理系を中心とした見立てと思うが文系も同じだと思う。今の日本は、政治でも、生活でも、無「関心」ではないだろうか。何事も流されていくように感じる。

◇ ◇ ◇

研究ネカトの発覚した事例は氷山の一角に過ぎず、多くは水面下にある。盗用する人はどんな人か。要するにどんな研究者でも盗用したいという欲求を持っていると見るべきだろう。多くの場合、盗用は「確信犯」であり、「連続盗用者」は、知識・スキル・経験を積むと、発覚しにくくなり、不正の影響も大きくなる。したがって早期に発見して厳罰で臨むしかない。しかし日本にはそうしたシステムがない。したがって発覚すると大きな事件になる。

3. 藤井・佐伯論争：藤井宏の佐伯富『中国塩政史の研究』批判をめぐって

藤井宏の佐伯富『中国塩政史の研究』（法律文化社、1987）に対する批判は、学術的な論争を越えて、名誉毀損を含む裁判となって争われた。その記録は、インターネットで公開されている¹⁶。当時の私のささやかな思い出を踏まえて検討してみたい。

佐伯富（1910-2006）は京都大学教授。藤井宏（1913-?）は、北海道大学教授、分限免職処分の後、国土舘大学教授。佐伯は、宮崎市定の薫陶の下、京都大学において、順風満帆の研究者人生を送る。一方藤井は、北海道大学分限免職処分という不名誉な影を負っている。二人の研究者人生が交差する。

1) ささやかな思い出： 私は、当時この出来事をどのように考えるべきかわからなかった。私は藤井宏・佐伯富のお二人に面識はない。しかし中国の塩政について少し研究したことがあり¹⁷、吉田寅に教導いただいていた時期に、吉田よりいくらか話をうかがったことがある¹⁸。吉田は、藤井の身を案じていたと思う。少なくとも藤井を悪く言わなかったと記憶している。藤井には北海道大学時代のとかくの噂があった。また恩賜賞が絡み、宮崎市定が絡まって京都系統の総反発を招いていた。すでに塩政史云々の話ではなく、吉田にできることはなく、さらに私には何もなかった。

当時の私の率直な印象を記すと、失礼ながら『中国塩政史の研究』は、恩賜賞にふさわしい研究なのだろうか、と感じたことが記憶にある。佐伯にはすでに学位論文である『清代塩政の研究』（東洋史研究会、1956）がある。それぞれの時代に専門家がいる時代で、大冊とはいえ、一冊の書で中国塩政史を通観するのは無理のあることではないか。反発する方もいるのではないかと感じた記憶がある。おそらく藤井を直接知っていれば、違ったであろうが、藤井の人格的な面を問題視するのやや違うような感じた。その頃はわからなかったが、私はどこかで藤井のような生き方に共感していたのかもしれない。

2) 裁判記録より： 裁判の結果は、藤井の敗訴である。藤井宏（原告）は、裁判において「2 被告佐伯による先行権侵害」において「先行権（プライオリティー）」を主張する。「早い者勝ちの原則（rule of priority）」は、科学研究上重要な原則である。ついで「3 被告佐伯による原告の論文の盗作」において、『旧唐書』卷四九食貨志の中の「広牢盆以来商賈。凡所制置、皆自晏始。」の解釈をめぐって、藤井自身の解釈を示し、「被告佐伯の右（二）の記載は、

明らかに原告の（一）記載の著述を盗作したものである」と断言して論を進めている¹⁹。ついで「4 被告佐伯の名誉毀損行為」「5 被告宮崎の名誉毀損行為」へと続く。

藤井の主張で注目すべきは、

(1) 漢代の「牢盆」の意味について、原告が、世界ではじめて「堅固な煮塩盆」の意味に解することに成功したものであるが、魏の時代における「牢盆」の意味については、「牢盆」を二語に分解して「牢・盆」とし、「牢」を雇直、「盆」を煮塩盆のことであるとする解釈があり、右解釈は容易に否定しがたい面があった。したがって、漢代における「牢盆」の意味をそのまま唐代の「牢盆」の意味としてよいという根拠はなく、唐代の「牢盆」の意味については、唐代の諸条件にマッチする「牢盆」の意味を無理なく探りだすことが必要であった。…（略）…

とする箇所、ここで「世界ではじめて」だとしていることである。藤井にとって、このアイデアは、自身の塩政史を構築するための根源をなすアイデアであり、新規性が凝縮している。しかしこれは、あくまでも藤井の認識であり、佐伯や裁判官や第三者には、そこまでの重要性を認識できなかった。裁判において、この主張は通らなかつたということになる。

裁判所の判断は、「右著作権又は著作者人格権侵害の事実を是認しえない」とすることである。注目すべきは、

…（略）…専ら学術上、学問上の問題であるといえるから、同人の史料操作上の問題点に関しては、学術誌上あるいは学会等の場において議論されるべきであつて、そのような議論を経ない現段階において、しかも裁判所において、史料操作に誤りがあつたと断ずることはできない。

と述べており、本来この議論は「専ら学術上、学問上の問題」で、「学術誌上あるいは学会等の場において議論されるべき」ものである。そうした議論を経ない現段階で、裁判所において、妥当性を断ずることはできないとしている。また同様に

(1)ある学術論文ないし研究に関し、それが「盗作」であるという評価がなされる場合には、学会等において、当該盗用の事実の有無についての評価が確定される程度に十分かつ慎重に検討されるべきところ、原告と被告佐伯とは、「牢盆」の解釈等について、学術誌上又は東洋史学会等の学術的な場において学術的な議論をしたことはなく、学術誌上又は東洋史学会等の学術的な場において、「牢盆」の解釈等をめぐって、被告佐伯の解釈が盗用ではないかなどと取り上げられたこともないこと、

と述べている。一定程度調べたからこそ、「学術的な場」において「学術的な議論」をへていないことがわかつたのであろう。携わつた司法関係者は困惑したのであろう。そして、そういう段階で司法の場に持ち込まれたことに対する不信感を表明したものでよいであろう。

◇ ◇ ◇

この対立で、藤井の主張を肯定的に見る方は少ないと思う。私も佐伯を批判するのは筋違ひと思う。しかし藤井の人格に帰責する議論は、藤井の主張の意義を十分に理解できていないものに感じられる²⁰。研究者には、自身のアイデアこそ「世界ではじめて」のものだとする自負はあつてしかるべきものだと考える。したがつてこうした争ひの種は、そこそこにあると見るべきであろう。

裁判所の困惑は理解できる。しかし当時の「東洋史学会等の学術的な場」において、こうしたことを議論できる場があつたであろうか。私には疑念がある。歴史系統の学会は、成り立ちからして、大学を単位としていたり、特定の志向を共有していたりする。諸学会を傘下に収めるように見える日本歴史学協会は、緩やかに結合している組織であり、こうしたことに対して

具体的な調整機能を有さない。裁判所の提起した学界の果たすべき責任という課題が藤井の人格批判に埋没したとすると残念なことである。

4. 原・小林論争：原朗の小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』批判をめぐる

原朗（1939-）は、東京大学教授をへて、東京国際大学教授。小林英夫（1943-）は、早稲田大学名誉教授。有名な出来事であり、ごく簡単に記すこととする。原・小林は、元々研究会を組織して共同研究を進めていた。ところが小林『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房、1975.12）は、原の研究を盗用したものであり、原は研究の方向を変えて、このことを長い間秘匿して口外しなかった。一方小林は、一見順調に研究者の階梯を進んでいった。

その後30余年をへて、原は2009.03.最終講義で、小林による盗用行為の顛末を述べて公表した。これに対して小林は、2013.06.名誉毀損で原を訴え、2019.01結審。小林が勝訴した。原『創作か 盗作か —「大東亜共栄圏」論をめぐる—』（同時代社、2020.2）を出版し、最高裁に上告するも、2020.6.15.上告棄却。判決が確定する。裁判は小林の勝訴となった。しかし一連の流れの中で、堀和生「小林英夫氏盗作行為の起源」（2019.05.17）²¹ が出され、小林の最初の論文「元山ゼネストー1929年朝鮮人民のたたかい」が、尹亨彬論文の翻訳盗用であることを明らかにし、早稲田大学が認定した。これによって、小林の盗用する人物であるという評価が固まることとなる。

あまりに不可解な展開であり、論点の多い事件である。そもそも原はなぜ秘匿していたのか。東大の教授で、学界における実力者であった。一方小林の行動はさらに不可解であり、盗作した側が批判に応えずに裁判を起こした意図がわからなかった。さらに言うとも裁判所の判決には批判が多い。

私は、この争いが、青年時代の研究会に淵源する点に研究者の業の深さを感じた。また盗作とは、これほど長く尾を引くものかと驚いた。被害者にとっては、時間がたっても薄れることのない思いが残るものだと思う。小林については他にも盗用の可能性が指摘されており、常習性も疑われる。業績の総点検が必要なのではないか。

私は、事件に関する感想を、

アイデアの盗作は、長い目で見たとときにうまくいかないと思う。本来著者と不可分に結びついているべきものである。どうしても理解が浅くなる。十分に枝葉を茂らせ、幹を太くすることはできにくくなる。折角のアイデアが十分に成長できないとすると、研究史上に大きな損失を与える行為ということなる。 (2022.9.9)

とtweetした²²。今回、より専門領域に近い、両者の研究を見てこられたの方のブログに、よりの確な見解を見ることができた。現代日本社会の諸相「原朗『創作か 盗作か 「大東亜共栄圏」論をめぐる』同時代社、2020年2月の公刊が意味する学問のあり方、小林英夫における学術作法「逸脱の問題」、そして「日本的に絶望の裁判所」（1）」（2023.03.22）²³ は、小林と原の研究足跡を比較して、

本ブログ筆者が小林英夫の研究業績に関しては、いままでとくに感じていた点があった。それは、小林英夫が32歳の時に公刊した『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房、1975年以降においては、これに匹敵するか、あるいはそれ以上だと評価されている業績が産出されていなかった点である。／小林は同書をもって「天才だ」とまで讃美を受けていたそうである。年齢的に判断すると、小林が同書を上梓できる学究であったならば、一般的には、40歳台・50歳台にはもっとさらに充実した浩瀚な業績を挙げられうる「潜在的な研究力・学識の実力」を、もともと十二分に有して

いたと推察されてよい学究であった。ところが、小林英夫が事後に公表していく著作は、この『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』1975年（A 5版で本文 545頁）に比較すると、いずれも質的には比肩する中身をもつものがなく、同書に比較するとしたら「凡作」しか生産できていなかった。この事実について本ブログ筆者は、いままでは具象的には表現できなかったけれども、どうしてもすっきりしない印象を抱きつづけてきた疑問であった。／しかしながら、今回の原朗『創作か 盗作か—大東亜共栄圏—論をめぐって』2020年の公刊は、そうした本ブログ筆者の“薄淡くて不確かな疑念”に照明を当ててくれるものになった。

また、原朗は2010年代になってからようやく、小林英夫に剽窃されたと判断されてよい「自身の学問な創案」（理論枠組や研究課題のこと）を、論文のかたちではなく単著のかたちにして、あらためて公刊した。…（略）…継続して不思議に感じていたのは、原朗はなぜ、前段のごときの自著：単行本を出版・公表していなかったのかという疑問であった。編著中心となっている彼の刊行物が多く、単著は放送大学用の教科書1冊をのぞけば、研究書の公刊は2010年を過ぎてからであった。年齢的には1939年生まれの前であったから、70歳台での公刊になっていた。

と述べる。小林の三十代前半での大著刊行からみれば、四十代・五十代になされるべき重厚な業績がなく「凡作」しか生産できていないことを疑問に感じていたという。一方原は重厚な著作の刊行は七十代であり、それ以前に研究書のないことを疑問に感じていたという。

筆者は、

小林英夫はいわば「勝負に勝って、相撲には負けた」人間になったとみなされて当然であった。／およそ半世紀近くもの期間、小林から受けた仕打ちに耐えてきた原朗に対しては同情してもしきれない。それほど気の毒な目に遭わされてきた。／はたして、「小林英夫は『ただ勝負に勝って、真の試合に負けた』」人生をいかほど、自覚しているのか？

とまとめ、原に同情の念を表明する。もちろん同情すべきは点が多いと思う。しかし仮にも日本のトップ大学である東大に所属している研究者としての責任は問われないのだろうか。諸事情あったとしてもきちんとした形で盗用を告発すべきではなかったのではないだろうか。簡単なことではないと思う²⁴。しかし本人しか告発できないことである。東大に所属する研究者にできなければ誰もできないであろう。またそうしたことを支えるシステムの構築も必要であろう。

◇ ◇ ◇

原朗と小林英夫との間に起こったことは、アイデアの盗用を放置した行き着く先を考えさせてくれる事例だと思う。小林が最初の論文から盗用していたということは、白楽の指摘するような、盗用常習者が知識・スキル・経験を積んでしまった例として良いと思う。また秘匿した原は、被害者であるけれども、トップ研究者としての責任を果たさなかった点は責められるべきである。

また裁判所は当てにならないものだということが明らかになったと思う。学界・大学は一定の役割を果たしたと思う。しかし小林が先手を打って裁判としたために、学界が議論の場を提供することはできなかった。

5. 笹倉・苅部論争：笹倉秀夫の苅部直『丸山真男—リベラリストの肖像—』批判をめぐって

インターネット時代となり、文系の学術状況も様々な変化を遂げている。ITの進歩は、文系の論文に新しい可能性と課題とを投げかける。本節と次節に分けて検討を加える笹倉秀夫の苅

部直『丸山真男—リベラリストの肖像—』批判をめぐる展開は、そうした時代状況を反映しているように感じる。

苺部直(1965-、2006-東京大学教授)は、日本政治思想史を専門とする。『丸山真男—リベラリストの肖像—』(岩波新書新赤版1012、2006)でサントリー学芸賞を受賞している²⁵。

一方、笹倉秀夫(1947-、大阪市立大学名誉教授、早稲田大学名誉教授)は、法哲学・法思想史を専門とする。苺部書に先行して『丸山真男論ノート』(みすず書房、1988)→『丸山真男の思想世界』(みすず書房、2003)(前書の増補改訂版)を刊行している²⁶。

先に検討した二つの事例が年齢的に近接した人物間での応酬であったのに対して、笹倉・苺部の間には20歳近くの年齢差がある。後述するように、裁判にはならないと見られる。また明確に「盗用」として批判している訳ではないので、大学は関わらないであろう。

笹倉は、苺部書に対して、「苺部直『丸山真男—リベラリストの肖像—』考」(『早稲田法学』93-4、2021.07²⁷、「笹倉書評①」と略す)を公表し、後掲の河野の記事を受けて、同「続編・苺部直『丸山真男—リベラリストの肖像—』考」(『早稲田法学』93-4、2021.07²⁸、「笹倉書評②」と略す)を公表して批判を加える。

この論争はやや複雑な経緯をたどる。まず「笹倉書評①」に対して苺部は沈黙する。そして河野有理(1979-、2016-首都大学東京教授、2021-法政大学教授)が「早急な初期消火」のために、facebookで二つの記事(2023.12.05/12.07²⁹、「初期消火①」「初期消火②」と略称する)を公表し拡散を呼びかける。

「初期消火①②」は、好意的に受け止める方と違和感を持って受け止める方とに分かれるようである。「初期消火」記事に違和感を持つ方の中には、見解を表明する方が現れる。

○江口聡「学術論文における言及とクレジット(2)河野有理先生のエントリーへの疑問」(江口某の不如意研究室、2018.12.15³⁰「河野エントリーへの疑問」と略称)

○森新之介「河野有理氏の2つのFB記事について」(2018.12.17³¹、「河野FB批評」と略称)。
／同「河野有理のSNSにおける裏と表」(2021.11.08³²)／同「河野有理の裏垢とフォロー—K」(2023.03.24³³)

である。また笹倉は、「笹倉書評②」を執筆して、笹倉書に批判を加えるとともに、河野「初期消火」を批判する。

1) 笹倉の決心—江口「河野エントリーへの疑問」の論及を手がかりに—: 笹倉の決心は、中途半端なものではないと思う。そのことを最初に確認しておきたい。江口「河野エントリーへの疑問」は勇気ある、共感するところの多い記事である。ただ私と異なる見解を表明している箇所もある。江口は、

笹倉先生が主張する「重なり」の1の「あい矛盾する二つの要求」はたしかに陳腐かもしれませんが、（だいたい思想家は葛藤する要求やアイデアをもっているものです）。しかし2の「型」の強調はわりと印象的で(これは笹倉1988ではなく2003のもので)、3、4、5、7などでの使用文献の重なりが偶然的なものなのか私には判断できません。そうした論の進めかた、文献使用の選択などそれ自体が「アイデア」であるように思います。

と述べる。私は笹倉のどうしても主張しておかねばならなかったポイントはここだと感じる。アイデアよりもう一段深い主張と関連するとみるからである。江口は、

江口某 @eguchi2017: うーん、怒ってる。/ “JAIRO | 苺部直『丸山真男—リベラリストの肖像—』考” htn.to/dXoWbM1 (2018.12.03, 11:55:05)

江口某 @eguchi2017 : なるほどこれは怒るだろうな、とおもう。(22018. 12. 03, 11:56:59、)
 江口某 @eguchi2017 : このタイプのアイデアをとられた、みたいなのは腹たつんよね。(2018. 12. 03, 12:00:57、)

と連続tweetしており、笹倉が怒っているとみる。しかし

「たった一行なぜ俺の名前を書けないのか」的なことなのではないかとも邪推」ということですが、これはどうでしょうか。わたしはたった一行でいいから笹倉先生の書いてあげるべきだという考え方は十分なりたつと思います（このケースで実際にどうかという判断はしませんが、そうした要求をすることは悪いことではないし、正当な場合も多いと思う）。苺部本では文献リストは8ページもあるし、丸山の文献については本当に必要なのかか門外漢には判断できない情報も載せているのだから、1行笹倉2003を載せるのは何の苦もないはずだと思います。一般読者にも、丸山研究のまとまった書籍の代表的なものの存在をいくつか示すことは有益だろうと思いますし。

と述べており、怒りの深度を見誤っているように感じる。笹倉は、

予め断っておくが、以下には笹倉本からの多くの引用が出てくるのだが、それらは笹倉の先行性を誇るためのものではない。また、苺部本はその215頁から222頁にわたって多くの「参考文献」を挙げているところ、以下に見るほどに重なりが多い笹倉本は、そこにすら挙げていないのだが、本稿はそのことへの不満などといったことによるものではない；苺部本・笹倉本間のアイデアの不可思議な重なりを、事実として記述するにすぎない。(p. 226)

と述べる。この書評は、笹倉を評価することを求めるものではない。したがって、今更一行書かれても笹倉は納得しないだろう。ではこの書評の目指すものは何なのか。笹倉は、

筆者は、①苺部本は丸山眞男の思想の根幹を押さえようとする書であるから、この本の検討は丸山の思想の主要論点（複数）を再確認する上でも意味があるだろうと考え、また、②〈著述活動においては自戒していないとこのような問題が発生するのだ〉との教訓を広く共有することに意義があると考え、さらに、③かかる問題点に気付かず上滑りしている日本の読書界・出版界・学問界を省みることも重要だと考え、10余年を経ても未解決なので、本稿をここに発表する。(p. 225)

と述べる。「このような問題」の教訓を広く共有し、日本の読書界・出版界・学問界に警鐘を鳴らそうとする壮図を有しているのである。結論部分では、

3. 最後に、次の諸点を考えておこう。一般的な話としてだが、／（1）①自分が提示しているいくつかの主要論点（命題）が或る先行研究で指摘されていることを知っていたのに、読者にその事実を示さないばかりか、逆に〈自分は、これまでの類書にはなかった見方を独自に構築した〉と強調することには、問題はないか。／—これは、アイデアの無断借用に関わる問題である。そうしたことを、「不適切だが、違法でない…著作権法に違反しないから」として済ましてしまうか、インモラルを真摯に受け止めるかは、本人、出版社、関係諸機関、読書界それぞれの倫理度によるのである。(p. 253)

とする。あくまでも「一般的な話」としながら「アイデアの無断借用に関わる問題」に関わる倫理上の問題を「本人、出版社、関係諸機関、読書界」に呼びかけるのである。

2) 「笹倉書評①」について： 笹倉は、

予め断っておくが、以下には笹倉本からの多くの引用が出てくるのだが、それらは笹倉の先行性を誇るためのものではない。また、苺部本はその215頁から222頁にわたって多くの「参考文献」を挙げているところ、以下に見るほどに重なりが多い笹倉本は、そこにすら挙げていないのだが、本稿はそのことへの不満などといったことによるものではない；苺部本・笹倉本間のアイデアの不可思

議な重なりを、事実として記述するにすぎない。(p. 226)

と述べる。ひねりのきいた味わい深い叙述である。私なりに解釈すると、「参考文献」に挙げていない笹倉本とどうして「アイデア」が重なるのか。不思議なことだというのである。答えはそのすぐ後に「なお、苺部が笹倉の上記2著を苺部本執筆前に読んでいたことは、苺部本人に確認済みである」(この箇所、下線は笹倉)(pp. 226-227)と述べている。つまり「アイデアの盗用」を暗に示唆しているのである。

笹倉は、法学の専門家であり、最後に「一般的な話」と断った上で、

①自分が提示しているいくつかの主要論点(命題)が或る先行研究で指摘されていることを知っていたのに、読者にその事実を示さないばかりか、逆に〈自分は、これまでの類書にはなかった見方を独自に構築した〉と強調することには、問題はないか。／—これは、アイデアの無断借用に関わる問題である。そうしたことを、「不適切だが、違法でない…著作権法に違反しないから」として済ましてしまうか、インモラルを真摯に受け止めるかは、本人、出版社、関係諸機関、読書界それぞれの倫理度によるのである。(p. 253)

と述べ、「アイデアの無断借用に関わる問題」であって裁判などに馴染まないことを踏まえて、本人だけでなく、各界の倫理の問題として問いかけて、さらに多角的に検討を加えている。

主要部分は、9点に分けて実証的に論を展開する³⁴。この9点の内、「1 丸山の思想に内在する「あい矛盾する二つの要求」をめぐって」において、

実際苺部本では、上記テーマがとりわけ重視されており、「序説」で出された、丸山の「内部にある葛藤」・「強い緊張感」は、苺部本の後の所で、その巻末まで、くり返し扱われている。(p. 227)

と述べて、まず「あい矛盾する二つの要求」が苺部書を通貫する見方であることを確認する。その上で

ところが、苺部本のこの丸山認識は、実は笹倉の2著が丸山を考える際にとくに重要としてきたことと大きく重なっている。笹倉の2著も、丸山の思考と認識、自我の内部における緊張感の分析をその根幹的メッセージの一つとしている。(p. 228)

と述べる。ここでは、アイデアのより「根幹」にあるものを「メッセージ」と表現している。

2) 河野有理の「笹倉書評①」に対する「初期消火」: 河野は、

下記のような論文が一部で話題のようです。業界の評判に関わることですので簡単に一言します。結論から言うと、この論文での著者の主張…(略)…は、ほぼ「言いがかり」だと私は考えます。(2018. 12. 04)³⁵

と述べる。「言いがかり」とは、かなり強い言い方である。私は、書評等でかなり厳しい批判をしたこともあるし、怒気を含む非難を加えたこともある。しかしここまで断定するとなると、相当の下準備を必要とし、客観的な考察を積み重ねなければならないところなのに、そういう論調にはなっていない。

「初期消火」記事は、「笹倉書評①」を読む人に対して、インターネットを通じて注意を喚起するメッセージであり、笹倉を読者に想定していないように感じられる。なお、この記事の想定する最大の読者は苺部であろう。

河野は、

これだけ言を尽くしても、本件について、依然として閉鎖的な学界内部の庇い合いだの、岩波書店や東大の権力だのという**妄想を抱く人**は一定数残り続けるのでしょう。**下衆の勘繰りを抱かれるのはご自由ですが**、いやしくも本件について評価を下されようという場合には、**一方当事者の主張を鵜呑みにしないという原則を守って頂ければと思います。**（「初期消火②」）

と述べる。ここで「妄想を抱く人」に対して「下衆の勘繰り」という語を批判的に用いている。私見では、妄想と「下衆の勘繰り」とは関係ないと思う。実は恩師の一人が「下衆の勘繰り」の重要性を主張されていたことを思い出した。歴史のような大衆性を有す学問は、お高くとまった高邁な視点から考えるのではなく、庶民・大衆の目線に立った、俗っぽい懷疑が大事だと言うことであつたと思う。河野は「下衆の勘繰り」を「自由」と言いつつ、重要性を認識していないらしい³⁶。

さらに結論部分において、

疑問を持たれたかたにおかれてはぜひ、笹倉書評だけでなく、実際に苅部本と笹倉本を読み比べてみることをお勧めします。そしてできれば松澤、石田、飯田諸氏の業績と丸山自身の作品にも。そうした作業を一切行う気もない、単に「事おこれかし」の怠惰な野次馬が、笹倉氏すら主張していない「盗用」や「剽窃」という強い言葉を使って本件を炎上させようとしていることについては、本当に残念な人々だなあという気持ちになります。

と述べる。「笹倉書評①」は、苅部本と笹倉本を読み比べた成果である。したがって「笹倉書評①」の妥当性を点検するのなら、他の方の業績を点検する必要は無いと思う。しかし苅部書の価値を確定するためには、他の方の業績との関連も視野に置いた方がよいということになる。ただしそれは専門家のなすべきことであり、河野の論及は、「笹倉書評①」に対する賛意を示すハードルを高めようとする意図のように見える。

河野の主張で看過できないのは、

…（略）…たとえ「一行書いてくれ」という願いがそれ自体正当であるとしても、その目的を達するために、「通常考えられないほどの重なり」などと主張する**「書評」を書くという行為を安易に認めるべきではないだろう、**という三点です。（2018. 12. 07）

との指摘である。本来自由闊達に議論すべき学界において、「業界の評判」を守るために、事前審査して封じることを求めるのである。こうした学問の自由を封じるような意見を掲げて「業界の評判」を落とさない点に問題を感じる。そもそも安易に「書評」を書かせるなど言う本人が安易にSNSで発信していることをどのように考えているのであろうか。学界に君臨している驕りがあるのではないだろうか。

3) 「笹倉書評②」第1部について：本書評は、第1部と第2部とに分かれている。第1部では、笹倉以外の二書、今井弘道著『丸山眞男研究序説』（風行社、2004年）と山口定著『市民社会論』（有斐閣、2004年）の二書の苅部本との関係を論じる。私には、細部の妥当性は判断できない。しかし今井本に対する

今井本は、苅部本で挙げられていない。今井は、苅部本出版後の2006年に刊行した自著『三木清と丸山眞男の間』（風行社）の12頁に、苅部本のこの部分について、「ここ〔苅部本の上記箇所〕で取り上げられているいくつかの論点が、ここ数年の私の丸山研究の中心的モチーフをそのまま引き写したものであることに気づいたからである—刈部〔ママ〕はそのことを示そうとしていないが—」

文系領域における「アイデアの盗用」をめぐる(向野)

と書いている。(p. 300)

との記述、ならびに山口本に対する、

…(略)…加えて、山口の本『市民社会論』は、政治学会会長をも務めた政治学者による、久々の単著であり(これが遺作となった)、…(略)…荻部が丸山論を準備する過程上で読まなかったとは、考えがたい(そもそも、丸山はしばしば「市民派」・「市民社会派」と呼ばれていたのだから、「市民社会論」のタイトルは丸山を連想させる。『市民社会論』なる本が出れば、丸山論を準備する者は関連性を期待してそれをひもとくだろうということだ)。/山口本は、荻部本において言及されていない。(p. 302)

との記述は、専門家でなくとも重要だと思う。荻部は今井書・山口書を参考文献に挙げていないという。両者の内今井は、明確に「研究の中心的モチーフをそのまま引き写」されたと認識していたというのであり、荻部自身が説明すべき事柄である。

笹倉は2書の検討をへて、

以上2件において先行文献と荻部本との間に見られる、重要事実の発掘とその意義説明のこのような重なりは、偶然の一致によるのか、それともアイデアの(故意ないし過失による)無断借用によるのか。 /もしも前者(偶然の一致)によるのであれば、今井・山口が永年の思索・討議の結果ようやく発見したことを、荻部はごく短時間でこともなげに見いだしたことになる。この点はさておき、この場合には、先行研究があったことを知った時点で誠実に対応するのが、モラルである。とりわけ荻部本は、先に書評で示したように、自分が独自に発見したものを軸にしていることを一自著は「出来あいのさまざまな「丸山論」の定型を回避しながら、その〔丸山の〕内実に迫」(同11頁)ったものだとか、自著は丸山の重要メッセージと「出あった驚きを、読んでくれる方々とともにすること」(同225頁)にあるのだとか一強調しているのだから、荻部がそれを知った時点(それは既に2006年である)に、実は自分の発見物ではなかったという事実を示し読者の誤解を解くことが、読者のみならず今井・山口に対しても、必要である。 /もしも後者[向野: アイデアの(故意ないし過失による)無断借用]のうち過失に起因する無断借用によるのであれば、上と同様の誠実な対応が必要である。 /もしも後者のうち故意の無断借用によるのであれば、論外である。(pp. 302)

と述べる。笹倉は、決して断定はしていない。いくつかの道も示している。後は荻部次第である。

笹倉は、第1部を記すにあたり、

…(略)…この続編についても、「13年前のことを、なぜ今問題にするのか」と言う人がいるだろうが、奇妙な事実は時がたっても奇妙なまま説明を待っているのだ。しかも、学問研究の倫理に関わる事柄には、時効は、とりわけない。(p. 293)

と述べて、「学問研究の倫理に関わる事柄」に時効のないことを確認している。ここに笹倉の固い決意が凝縮している。

4)「笹倉書評②」第2部について: 笹倉は、

…(略)…河野の文は、政治思想史研究者である、大学教授の肩書きをもつ人物が発表した文であるし、これに应答することは笹倉の書評を補充する好機でもあるので、以下にこの文を扱っておく。(p. 303)

と述べ、7項目に分けて批判を展開する。本来であれば、荻部が応えるべきところを黙秘した。

しかし河野の記事を逆手にとって、補充を試みようとする。笹倉にとっては、意外な記事であったのではないだろうか。笹倉が確認した点で、もっとも重要なのは、

河野は、上記九つの論点について、笹倉本と荻部本とで内容が重なっていること自体は認めているのか、九つの論点での重なりを否定した議論は、一切していない。(pp. 311-312)

という点であろう。結局、河野の「初期消火」では、火種を断つことはできなかったということである。

笹倉は、河野と彼の記事を褒める人たちを

一般論としてだが、こんな史料操作態様で思想史研究者が務まるものなのだろうか—河野のこんな議論が何人かの大学教授によって、「さすがプロの仕事」と SNS 上で褒められているのであるが… (p. 306)

と批判する。それこそ「業界」の信用に関わる事態なのではないだろうか。

6. インターネット上の「業界」と「界限」—河野「初期消火」記事に対する反響より—

学界の力関係は、純粋な学問の力量によって序列化されているのではない。学閥がある。就職や科研費など様々な局面でキーマンが存在するようである。審査雑誌の審査も一定以上のレベルになってくると、「匙加減」はないとはいえないだろう。私は学界は、自由闊達に相互批判できるようでなければならぬと思う。しかしどうも現実は違うように思う。

1) 河野「初期消火」後の状況—tweet落ち穂拾い—: かなりのtweetが削除されたらしく、今更見ても何もわからないかな、と思いつつ点検してみた。当時の状況を伝えるtweetもいくらか見ることができた。tweet落ち穂拾いである。

まず

mothra-flight@mothra_flight: 笹倉の丸山論って王道じゃろ。こいつを換骨奪胎して、先行研究は無意味だから歯牙にもかけんよなんて書きっぷりはマジでヤバイ。もともと荻部って、なんでここにいるの? って感じだったが、ますます胡散臭さが増したわ。(2018. 12. 04)

<https://t.co/1G5QvovmUs>削除されたアカウントによるツイートです。詳細はこちら

カワイ韓愈/카와이 한유/卡哇伊韩愈@kawai_kanyu: RT朝読んだ。笹倉秀夫の怒りが伝わる名文であった。荻部直の対応が楽しみである。(2018. 12. 04)

このtweetがある。「12. 04」は、「初期消火①」の出される前日であり、河野が「初期消火」に乗り出さねばならなかった状況を示している。しかし次第に「笹倉書評①」が知られるようになり、荻部批判が拡大していることがわかる。「荻部直の対応」を楽しみにしていたら河野「初期消火」①記事が出されることとなる。

河野「初期消火」①に対して、素早く賛意を示したものに、

Koichi Taniguchi@KoichiTaniguchi: 笹倉秀夫「荻部直『丸山眞男—リベラリストの肖像』考」早稲田法學93(4) 2018-07-30について、同僚の河野有理先生の公開エントリーです。内容、全

文系領域における「アイデアの盗用」をめぐる(向野)

「く同感です。笹倉氏自身も主張していない「剽窃」の風説を流布する向きもあるようですが、冷静になつたら?と思う次第。(2018. 12. 05)

とのtweetがある。同僚の研究者の実名アカである。「ほぼ「言いがかり」とかの内容も確認の上で「全く同感」とtweetしたのだろうか。時間的に無理だと思うが最近の研究者はそんなものか、とも。

また、

住友陽文@akisumitomo : 苺部直『丸山眞男—リベラリストの肖像』について、笹倉秀夫さんが、自身の著書『丸山眞男論ノート』と似ている部分が大いだと述べているわけか。しかし、河野有理さんは笹倉さんの独創性については判断を保留されているのに、その著書については「そういえばあったな」というぐらいの感覚だと。(2018. 12. 05)

住友陽文@akisumitomo : なるほど、河野有理さんの「苺部本(『丸山眞男』岩波新書)」に対する「笹倉書評」の2度目のコメント。これは言いにくいことも含め、率直すぎるぐらいに述べていて、よく理解できた。1つめのコメントに対するひっかけりもぬぐえた。(2018. 12. 08)

とのtweetがある。研究者の実名アカで、著名な方のようにであるが、この程度の疑念しか持たず「初期消火」②で納得できるんだと拍子抜けした。この反応を見ると河野「初期消火」記事はかなり有効であったように見える。

また

♡♡ Fly, ODG, Fly♡♡@odg1967 : 笹倉秀夫さんの書評論文「苺部直『丸山眞男—リベラリストの肖像』考」(<http://hdl.handle.net/2065/00057644>)についての、河野有理さんの二つの記事。勉強になります。さすがプロの仕事。(2018. 12. 08)

とのtweetがある。研究者の方らしく、参考になる箇所を引用している。しかし私にはどこが勉強になるのかよくわからなかった。

対照的に疑義を表明したtweetもある。まず

新家博/Niinomi Hiroshi@ashikabiyobikou : 私は学者でもなく丸山眞男の専門家でもない。ただ、このように堂々と抗議文を出された刈部氏が今後どのような対応をするのか興味はある。刈部氏側の人の短い擁護論(河野有理)も読んだが、これだけでは笹倉氏が主張する氏の「オリジナリティ」を無断借用したという非難の説得力ある応答ではあるまい。(2018. 12. 06)

とのtweetがある。まず「学者」でないと断った上で、「笹倉書評①」を「抗議文」と解して刈部の対応に期待し、河野の「擁護論」を説得力がないとしている。

また半年ほどたって、

Kazunori Furuya@Kazunori268 : 笹倉秀夫氏については、苺部直氏との問題がありましたね。なぜか河野有理氏が出てきましたが、その問題については苺部氏が反論すべきものでしょうし、そこでの議論の応答に価値があるのに、なんで河野氏が出てきたんでしょうか。(2022. 05. 26)

とのtweetがある。刈部が反論すべき所に河野が出てきたことへの不信は尾を引いているということになる。

2) 河野「初期消火」への「疑問」: 河野「初期消火」に批判を加えたものに江口聡と森新

之介とがいる。

まず江口聡「河野への疑問」は、メイン・タイトルを「学術論文における言及とクレジット」としており、どのように言及し、どのようにクレジットを付すべきかを考える際の疑問点を整理している³⁷。「河野への疑問」は、率直に「ものすごく怖い」と心境を吐露している。それでも記さなければならない立場を自覚している。私が注目するのは、

…（略）…使いやすさの問題ではないように思います。実際にそれらを使ったかどうかが問題の**はず**です。その文献を参考にしたかどうかは**執筆者本人しかわからない**ように思います。

また、優れた書籍、優れた論文はもちろん大事ですが、昔の文献に仮に誤りが含まれていたり情報不足の面があるとしても、部分的に、情報として有益なもの、オリジナリティを認めるべきものは存在するはず**です**。そうしたものを**参照したのならそうははっきり書くべきだ**と思います。

「先行研究は誘惑するものである」といった文学的な表現は魅力的ではありますが、そうした考え方は必要なく、**見たものは見たと書き**、参照しなかったのなら「参照しなかった」あるいは「見たけどぜんぜん参考にならなかったので省いた」でOKであるように思います。**ただしこれは本人が答えねばならない**。…（略）…

という箇所である。当たり前のことのようにであるが、「執筆者本人」である苅部にしかわからないことがある。言外に、なぜ河野が批評しているのかという疑念がにじみ出ているとみる。そこに一つの怖さがある、ということになる。

江口は、さらに

「この12年間、笹倉氏以外の専門研究者コミュニティから疑義の声（「苅部本が笹倉本を参考文献表に加えないのはおかしい！」）が出ていないのはそういうことです、としか言いようがないのでは」ということですが、これは**だからこそ問題で笹倉先生自身があつた書評を書かざるをえなかった理由なのだと思います**。文献表やアイディアの流通のようもののチェックは、一般読者・門外漢には不可能です。文献リストを眺めて「欠けている」ものを見つけるができる非専門家はいません。したがってそうしたことは専門的な研究者に期待される役目なわけですが、**そうした専門家が皆、河野先生のような考え方をしているのであれば、12年間疑義の声が出ないのは当然ではないか**と思います。

と述べ、笹倉が書かなければ誰も書かない（書けない）学界の現状を指摘し、河野の主張を批判する。

3) 河野「初期消火」への「驚愕」： 森新之介は、内容にも論及しているが匿名裏アカに関する批判を主としている。森の河野に対する批判は、呉座勇一裏アカ事件から連続するものである。苅部書に対する「笹倉書評①」に対して、河野が登場し、さらに河野の裏アカが重要な役割を果たしているらしい事情を整理して論じる。

当初、「初期消火①」に対して、

この第1記事を読んだ時、私は**原典を確認して「読み比べてみる」べきだ**という河野氏の主張に**共感**しながらも、幾つかの不満を懐いた。／その一つは、笹倉書評について「ほぼ「言いがかり」だ」などの**「強い言葉」を用いていながら、そう主張するための根拠が殆んど示されていない**こと**であった**。

と述べる。河野の主張には、もっともらしい主張と「強い言葉」を用いた主張とがありながら、

文系領域における「アイデアの盗用」をめぐる(向野)

根拠が示されていない点に不満を感じていたとする。推測するに、河野の主張を「さすがプロの仕事」と称賛する支持者は、こうしたもってもらいたい主張と「強い言葉」を用いた主張とに共感を寄せるのではないだろうか。

しかし森は、「初期消火②」の冒頭に

前エントリーでは、早急な初期消火の必要を感じていたため、笹倉氏の書評を真に受ける必要がない旨のみお伝えしました。また、手元には笹倉氏の『丸山真男論ノート』がありませんでしたので参照できず (『思想世界』の方は所蔵)、判断を留保していた部分があったのですが、… (略) …

とあるのを見て、

私はこれを読んだ時、驚愕した。／河野氏は「笹倉書評だけでなく、実際に荊部本と笹倉本を読み比べてみる」などの「作業を一切行う気もない」人々を「怠惰な野次馬」「本当に残念な人々」と酷評しながら、自分がその「笹倉本」を確認していなかったからである (恐らく昔読んだ時の記憶はあったのであろう)。／また、そのことについて河野氏は第2記事で全く反省を示していない。

と記している。「驚愕」。まさかあれほど「読み比べてみる」必要性を主張していた河野が「笹倉本」を確認していなかったとは想像していなかったことであった。森は、

原典を確認せずに笹倉書評は「ほぼ「言いがかり」だ」などと述べ、その記事を「拡散」するように呼び掛けるなどは、研究者として黙認されるべきことでないであろう。

と批判する。こうした河野の強気の「初期消火」を支えるものは何か、ということなる。森は稿を改めて、匿名の鍵アカの問題へと切り込んでいく。

4)「業界」をめぐる： 河野は、

下記のような論文が一部で話題のようです。業界の評判に関わることですので簡単に一言します。結論から言うと、この論文での著者の主張… (略) …は、ほぼ「言いがかり」だと私は考えます。(2018. 12. 04)³⁸

と発信する。私はここで、「業界」という語を用いていることに違和感をもった。この箇所に対して、森は、

なお、河野氏の所謂「業界」がどの業界を指すかは明らかでない。／私の専門は日本中世思想史研究であるため、もし狭く丸山真男研究業界などの意味であれば私は非同業者ということになり、もし広く日本思想史研究業界や人文科学業界の意味であれば私は同業者ということになる。／ただし、たとえ前者であっても、近傍業界の者として意見表明する資格はあるだろうと考えている。(森「河野FB記事」)

と発信する。河野の言う「業界」の範囲に疑問を呈しながらも「業界」という語を受け入れて論を展開する。

SNSにおける議論は、独特の隠語を用いてなされる場合がある。「業界」という語もそうした一つなのだろうか。改めてTwitter上を確認すると、

「Yamashita Kazuya@YamashitaKazu1 : 歴史業界の内輪の論理だけで考えてちゃダメですよ。(2023. 07. 22)」

というtweetを確認することができた。このtweetの主旨はよくわからない。しかし「歴史業界」には、独特の「内輪の論理」があり、それだけで考えてはいけないと注意喚起している。おそらく見る人が見ればわかる内容なのであろう。この例に限らず、多様なアカデミズムの「業界」が語られているようであり、「業界」という語は、SNS上一定のコンセンサスを得て使用されているようである。

私見を述べておこう。私は高校教師として、教えながら研究してきたので、大学や研究機関に属す研究者とは感覚が違うところがある。そういう感覚から、アカデミズムの世界は「学界」だろうと考えて、使用してきた。「業界」は「学界」とどのように違うのだろうか。「業界」は「仕事」ということだと思う。「歴史業界」といえば、歴史を仕事としている人々の世界（全体）のことであり、「歴史学界」といえば、歴史を学び、研究する人々の世界（全体）のことになる。業界は仕事であり、利害で結びついている。一方「学界」は、研究で結びついている。歴史を学び、研究する人々の中には、歴史を仕事としていない方もいる。このように「業界」と「学界」という語の間には、認識の隔たりがあるように感じる。

河野は、前掲記事で「業界の評判に関わること」だという。なぜ苅部の評判ではなく、「業界の評判」なのだろうか。刈部が学会の会長を務めていたことと関係するようである。会長をネカト者にする「業界の評判に関わる」ということのように見えてしまう。しかし本人が沈黙して、弟子が「初期消火」することによって「業界の評判」を落とさないで済むと考えたとすると、時代錯誤だと思う³⁹。

5) 「界限」をめぐる： 河野は、SNS上で見解を表明しただけではなかった。Twitterを利用して賛意を集める一方、反対者の口封じを企図したのではないかという疑いを持たれているようである。河野の匿名・鍵アカをめぐる「界限」形成の疑惑である。

河野の「早急な初期消火」記事は、「業界」の怖さの一端を浮かび上がらせた。江口「河野への疑問」は、率直に、

私は、弟子とかいないし関係者も少ないしいちおうテニユアもってることになってるからこういしたことが書けるわけですが、それでもものすごく怖い。それでも私みたいな人間が書かないとならない、っていつてがなばってるわけです。勘弁してください。

と心情を吐露している。「弟子とかいないし関係者も少ないしいちおうテニユアもってる」というのは、人間関係や人事等において、大きな不利益を被る可能性は少ない、ということである。裏を返せば、弟子がいる、関係者も多い、テニユアもってない方には言えないことである。だから頑張って公表した、ということになる。それでもどのような形で不利益が降りかかるかわからない。「ものすごく怖い」が主張しておかないと後悔することになりかねないということであろう。

森は、この恐怖感を自身の感覚を踏まえて丁寧に説明する。森は、河野の記事の内容に対する批判を含むものの、河野のTwitterにおける鍵アカとして運用されている裏アカによる「界限」形成に対する疑念をより主要なテーマとしている。

研究者の鍵アカによる「界限」形成の問題は、呉座勇一の問題で表面化し、ネット論壇の大きな話題となり、2023年の時点で、未だに余燼はくすぶり続けている。森は、自身を守る必要性から、いくつかの記事を公表している。森は、河野の鍵アカの存在にも気付いており、動向を注視していた。そして気がついたときには、既に巻き込まれていた。テニユアを得ていない研究者にとって、評判は気に掛かる。森は、

今年3月の記事「呉座界限問題と私のTwitter夜逃げ(その1)」で書いたように、「若手研究者56すにゃ刃物はいらぬ、悪評の一つもあればいい」。／河野の匿名鍵垢が自分についての陰口を界限の大学教授などと交わしているようだと分かって、鍵TWなのでそれがどのような陰口なのかも誰に拡散されているかもよく分からず、反論も抗議もできないということは、私にとってキャリアが絶たれかねない危機だった。／少なくとも私は、そう感じざるを得なかった。

と述べる。アカデミズムの「業界」は、権威で成り立っている。権威とは信頼に基づいている。ベテランも、若手も同様であろう。しかしテニユアを得ていない若手研究者にとって、「悪評」は、「業界」に残れるか、残れないかという点で決定的な意味を持つ。

森は、河野の裏の鍵アカの特徴を、呉座の鍵アカと比較して論じる。50名程度の研究者を中心としたある程度多様性のある界限によって構成されているとみている。森は、

そこで、河野がこの記事を読むことを願いつつ質問したい。／2018年12月上旬に河野が私の笹倉第1書評関係のTWをスクショし、匿名鍵垢で界限の大学教授などとあれこれ陰口を交わしたことは悪質でないのだろうか。

と質問している。この匿名鍵アカの疑念に対して、河野は、

河野有理@konoy541 : そこにあるのは「裏」ではなく、愛する家族や美味しい食事や旅行先の写真を巡る他愛無く親密な会話です。事柄の性質上公開できないからといってそこに何か後ろ暗い「裏」があるのだろうというのは、下衆の勘繰りとかなんとなんとか、哀しい話だなあということに尽きてしまいます。(2023. 01. 13)

と返している。陰口疑惑を「愛する家族」を持ち出して「下衆の勘繰り」と否定する。しかし匿名鍵アカでも、間接的にわかることもあるらしく、「K」という方のtweetより、「愛する家族」に関するもの以外にも多様なやりとりがなされていることを例示している。これに対して河野は見解を示していないようである。しかし真実を知っている人はいる。推測を述べれば、河野は解錠することはないだろう。ただどのようなことが起こるかは予測できない。呉座騒動では、情報を流した人物がいる。人は力の有る者には付き従う。また今は友好的であっても、いつまで続くかはわからない。造反有理は世の常である。

◇ ◇ ◇

恐ろしい話だと思う。東大の教授で学会トップの人物の著作に研究倫理上の疑念を持たれた⁴⁰。告発者は年長のきちんとした研究者であり、論点をきちんと整理された上での批判である。学界の真価を問われる、「業界の評判」に関わる事態である。通常なら、きちんと対処して、「業界の評判」を回復しようとする局面である。

しかし疑惑を向けられた本人は沈黙し、何事もなかったかのように行動している。突然、弟弟子が「初期消火」に乗り出す。Twitter上には肯定的なtweetも多数見られる状況で、批判者のtweetは集められて曝されているという。真つ当な批判は通りそうもない状況である。

「業界」と「界限」という閉じた世界がTwitterの言論空間をネットワーク状に覆っているという状況である。河野は「下衆の勘繰り」を批判するが、自由な言論空間を抑え込もうとすればするほど、「下衆の勘繰り」は活発に動き出すのではないだろうか。学界内部の動きだけでなく、外部からの働きかけも重要に思う。

それにしても「日本政治思想史」というような領域において、監視体制が敷かれているとすると、かなり恐ろしい状況だと思う。苅部・河野側は、逃げ切りを画策しているように見える。

しかし思ったように進むかどうかはわからない。「天網恢々疎にして漏らさず」という。動向を注視したい。

7. 全体的な考察

「アイデアの盗用」に関わる3つの論争を検討してきた。単純に一般化しない方が良いと思うが、ある程度教訓をくみ取ることも可能だと思う。私見をまとめてみたい。

①**裁判所は頼りにならない**： もっと簡単な盗用や名誉に関わる事柄ならば、裁判所もやり用があるだろう。しかし「アイデアの盗用」に関しては、基本的に難しい課題がある。藤井・佐伯論争では、裁判所に対する不満は顕在化しなかった。しかし原・小林論争では、評価は最悪であった。そうした動向を反映してか、笹倉・荻部論争では、裁判所に期待する雰囲気はない。問題なのは、裁判所に代わる組織はなく、結局口をつぐんでやり過ごせば、「やった者勝ち」に終わる可能性があることである。

②**被害を告発するのは被害者にしかできない**： 三事例とも被害者が告発している。特に原・小林論争は、同じ研究会で状況を把握している研究者も多いはずなのに見逃されてきてしまった。学界の頂点にいる研究者が自身で秘匿し、周囲も傍観した被害の大きさに呆然たるものがある。小林は裁判に勝った。しかしそれで終わらなかった。研究史に大きな汚名を残すことになった。

告発した三名は、断固たる決心の上でなされたことである。そこまで決心できなかった方は少なくないと思われる。笹倉・荻部論争において、今井弘道が「私の丸山研究の中心的モチーフをそのまま引き写したものであることに気づいた」（「笹倉書評」②p. 300）と書いているとの指摘は示唆的である。気がついても多くの場合、大きな声を上げることはできず、このように記すぐらいしかできないのではないか。さらに山口定のように没してしまえば見解を記すことすらできないのである。

③**発覚するまでに時間が掛かる**： 笹倉・荻部論争に関して、研究者でない方が、

新家博/Niinomi Hiroshi@ashikabiyobikou： 丸山真男を巡る笹倉秀夫氏の「怒りの論文」は発行が今年の7月になっている。荻部直『丸山真男—リベラリストの肖像』は2006年に出版されている。ふと思ったのだが、笹倉氏の怒りは相当なものだが、なぜ10年以上も経ってから荻部氏へ怒りをぶつけているのだろうか。この時差の意味はなんだろう？（2018. 12. 06）

とtweetしている。先立って検討した、藤井・佐伯論争や原・小林論争に比すれば、10年は長くない。また笹倉が「学問研究の倫理に関わる事柄には、時効は、とりわけない」（「笹倉書評②」p. 293）と述べているように、簡単に終結するものではない。

④**盗用されたとする側と盗用したのではないとする側の意識の違い**： 笹倉の引用する今井弘道の「中心的モチーフ」という言い方は、うまい表現だと感じた。アイデアにも様々なレベルのものがあ、今井の言う「中心的モチーフ」が盗用されたと感じた時に、研究者生命を賭した抗議が始まるのであろう。私は、藤井・佐伯論争に関して、

文系の研究で「アイデア」の盗用と見られて揉めた事件のいくつかは、「ひらめき(インスピレーション)の盗用とすべきものではないか。自分の研究の「ひらめき(インスピレーション)の淵源を証するためには、書き換えのできない「研究日誌」を付けることが必要だと思う。(2022.10.30)

とtweetしている。研究者のアイデンティティと体化している研究の原初の発想を、私の経験を踏まえて「ひらめき(インスピレーション)」と表現した。藤井の「牢盆」の着想がこれに当たると見る。ところが、盗用を疑われた側や第三者から見ると、それほどアイデアなのだろうか、と見えてしまう。この認識の違いが論争の基調を貫くように見える。私は、このtweetで「研究日誌」の必要性を指摘しているが、これから研究を進める方には必要なことだと思う。

⑤地位や人格と盗用の問題を峻別できるか： 今回Twitterなどを拝見していて、研究者に対する信頼はかなり高いと感じた。「アイデアの盗用」に関して帰趨を決するのは、研究者に対する信頼ではないだろうか。

私は苅部・河野をまったく知らない。私の受けた印象では、苅部・河野をよく知っている研究者の河野「初期消火」に対する評価はかなり甘いと感じた。学界の構造上の課題もあろうが、一面では苅部・河野に対する信頼の高さということになるのであろう。

「アイデアの盗用」に関する論争は、一面において相手の信頼を切り崩す争いなのではないだろうか。藤井・佐伯論争では、藤井は佐伯の信頼を崩すことができず、自らの弱点を攻略された。原・小林論争では、小林の最初の論文に、大幅な翻訳盗用のあることが確認されて、大勢は決した。検討すべきは論文や著書単体の問題で終わらないように感じた。

本来的に人格攻撃に随すべきではない。しかし学術上の議論で収まらない時には、人格攻撃に向かうように感じる。河野の「初期消火」の意図もこの辺にあったのではないか。しかし笹倉も一矢報いている。そして苅部・河野は、その後きちんと対応しなかった。したがって燻った火種はどこかで再燃するのではないだろうか。

⑥早期に告発できるような自由な学界を形成する： 白楽は「「研究上の不正行為」は、初めて不審に思った時、徹底的に調査し厳罰を科すべきなのだ」と述べている。告発は、基本的に早ければ早いほどよいということである。告発の仕方は、笹倉の書評のようなやり方が合理的と感じる。しかし苅部が沈黙し、弟弟子の河野が沈静化を画策するような展開をみると、一筋縄でいくことではないことがわかった。「業界」の内側の論理は、純粋に正邪を求めるものとは言い難いとする、いきなり判断を求めるのは無謀のように感じた。

白楽は「多くの盗用は確信犯」であり、「強い衝撃がなければ、研究者はネカトを止めない」と指摘する。さらに「「研究上の不正行為」は、知識・スキル・経験が積まれると、なかなか発覚しにくくなる」とも指摘している。こうした認識を基礎にしてみると、河野の「書評」を書くという行為を安易に認めるべきではないだろう」という提起や読者の「下衆の勘繰り」を戒める発言では、学界を閉鎖的なものにし、告発を阻害し、自浄作用を働かなくするのであるから、「アイデアの盗用」の横行を抑止できない。私は、文系の学問の価値を担保するものは批判であると考えている。もっと多くの書評・論文批評が書かれ、読者は「下衆の勘繰り」を働かせて、研究の真贋を見極めることのできる自由な「学界」の形成を目指すべきであろう。

⑦絶えざる研究史の見直しの必要性： 文系の学問は、先行研究を踏まえて、批判を加え、新しい可能性を探り、更なる深化と進化を目指すものだろう。私が見るところでは、研究史を定

期的に見直せる学会は多くないのではないか⁴¹。また批判する力も弱く、最近拝見した書評は、弟子がどれほど優秀かを強調するものであった。師が弟子の提灯を担ぐようなもので、如何なものかと感じた。これをやると、学界の力学から批判的批評はしづらくなるだろう。論争どころか批判もない学界が魅力的だとは思えない。

おわりに

以上、インターネット上の言説によりながら、「アイデアの盗用」に関する三つの論争を概観し、「アイデアの盗用」の傾向と抑止するための方向性と考えた。私自身の感情・感覚・先入観が邪魔をしている可能性は否めない。おそらく现阶段で重要なのは、史料の整理なのではないだろうか。その意味で一定の意義はあるだろう。また一つのたたき台になるのではないだろうか。

私は、人文科学系の領域では研究倫理の研究が十分でないように感じている⁴²。理系の研究は巨額の資金が動く。さらには、人命にも関わる。しかし人文科学系において放置すれば、その領域は「緩やかに壊死」していくことになるだろう⁴³。関係者には、そうした危機感をもって、研究倫理の問題に臨んでいただきたい。

1 白楽が提起した言い方で、「ねつ造」「改ざん」「盗用」の冒頭を取っている。最近では定着した言い方になっている。英語ではFFP (Fabrication, Falsification, Plagiarism) という。

2 向野正弘「百田尚樹著『日本国紀』騒動茫観記—インターネット上の言説から考える「反実証的歴史学」の動向—」(『教育社会史史料研究』15、2019. 3、file:///C:/Users/user/Downloads/%E5%90%91%E9%87%8E%E6%AD%A3%E5%BC%98%E2%91%A12019. 02. 14%E8%8C%AB%E8%A6%B3%E8%A8%98%20(2). pdf. p. 36附記②)

3 通常の論文であれば、客観的な立場から、「筆者」「論者」とし、自分の考えを示すときには「私見」等と記すであろう。もちろん本稿においても客観性を保とうと努力した。しかしそれでも、客観性を担保しがたい点があるように思う。そこで「私」と記して、主観的であることに注意を喚起しようと考えた。

4 https://haklak.com/page_plagiarism.html。

5 「ネカトは増えているのか？」(https://haklak.com/page_increase.html、2016. 08. 16修正)

6 なお「白楽の研究者倫理」において、なお私の記憶する限りでは、文系の「アイデアの盗用」だけに絞られた具体的事例は、取り上げられていないと思う。

7 白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社、2011。pp. 120-121によっている。

8 「法学：アンジェラ・エイドリアン (Angela Adrian) (英)」(https://haklak.com/page_Angela_Adrian.html、)【白楽の感想】《3》研究習慣病。

9 三井隆弘「教育学系学術論文にみられる多重投稿・自己盗用」(YouTube <https://youtube.com/watch?v=Ghr1Pb9XoI4> 最終閲覧日2023. 01. 03) 拝見。「教育学系」。思い当たる点がある。自身のことを棚に上げて言えば、先入観丸出しで、良いことやってる風情だ。ところが厳密であるはずの歴史学領域の方も、歴史教育に論及するときには、同じ様にみえるのは何故だろうか。ともかく歴史教育に関する論文には一層の注視が必要だと思う。

10 「教育学：コンスタンス・イロ (Constance Iloh) (米)」(https://haklak.com/page_constance_ilo.html、2022. 10. 20) 7. 【白楽の感想】《2》不正への対処。

11 「歴史学：ケビン・クルーズ (Kevin Kruse) (米)」(https://haklak.com/page_kevin_kruse.html、2022年12月20日掲載)【白楽の感想】《2》不正の芽を育てる。

12 「犯罪学：アンソニー・アマトルード (Anthony Amatrudo) (英)」(https://haklak.com/page_Anthony_Amatrudo.html、2020. 05. 03)【白楽の感想】《2》確信犯

13 「文学：リチャード・バーネット (Richard L E Barnett) (米)」(https://haklak.com/page_Richard_Barnett.html、2019. 01. 21)【白楽の感想】《1》連続盗用

14 https://haklak.com/page_Drunk_driving_theory.html。

15 私は藤井善隆を興味深く感じる。「ズルしてでも、トクしよう」「カネと面子で、いい人生を送りたい」という人物には思えない。研究ネカトが生活の一部になってしまった興味深い例だと思うのである。研究ネカトをするかしないかが違うだけで、私もよく似た人物だと思うのである。論文を書くことがささやかな自尊感情を満たしてくれる。それだけのために研究したり、場合によっては、研究ネカトをしている人物も一定程度いるのではないだろうか。

16 東京地方裁判所 平成元年(ワ)5607号 判決 (<https://daihanrei.minorusan.net/1/%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%20%E5%B9%B3%E6%88%90%E5%85%83%E5%B9%B4%E5%BC%88%E3%83%AF%E5%BC%89%E5%BC%95%E5%BC%96%E5%BC%90%E5%8F%B7%20%E5%88%A4%E6%B1%B4>)

17 私の卒論は「唐代塩政の研究」という。「羊頭を掲げて狗肉を売る」類いのもので、ほぼ劉晏までのことを記している。当時劉晏の十三巡院について新しい研究もなされており、劉晏の塩政については、通り一遍のことをまとめて終わっている。ただ劉晏の塩政をよりよく位置付けることのできる方こそ、中国の塩政史を通観できる方であろうと考えていた。

18 1996年のことだと記憶している。

19 裁判記録を見て、劉晏の創始した通商法の開始の重要性を認識しているのは、(見解の妥当性はともかくとして)藤井の見識の高さを示していると感じる。私は、藤井の「中国塩政史の研究」を見てみたかったと思う。

20 京都楽蜂庵日記「悪口の解剖学：学者のクレーム集」(<https://blog.goo.ne.jp/apisceran/e/4e537d479cd2fb7131397d40fbf7f9b1>, 2022. 11. 20) は、友利昂『エッセ著作権事件簿』(合同会社パブリブ)という本を紹介して、藤井・佐伯論争、ならびに後掲の原・小林論争に論及しているとし、藤井・佐伯論争について、ポイントの「牢盆」の解釈について「著者の友利は、これは藤井氏の無茶苦茶なイチャモンであるとしている」とし、基本的に紹介者も同意見である。さらに原・小林論争についても厳しい論難を加え、「日本の文系はまことに危うい!」と締めくくっている。研究者でも、たとえば「望月うさぎ@usagitan」「さとうしん@satoshin257」「charanke@tak_weijin」を中心とするtweetをみると、前半は学術的な話なのだが、後半「さとうしん@satoshin257：なるほど。藤井氏は人格的にアレな部分があり、佐伯富の一件も単なる言いがかりにすぎないのではないかとということですか。(2013. 09. 10)」というあたりから、藤井の人格面の話題となっていく。

21 <https://sites.google.com/view/aharashien/%E5%A0%80%E5%92%8C%E7%94%9F%E5%B0%8F%E6%9E%97%E8%8B%B1%E5%A4%AB%E6%B0%8F%E7%9B%97%E4%BD%9C%E8%A1%8C%E7%82%BA%E3%81%AE%E8%B5%B7%E6%BA%90> (最終閲覧日2023. 07. 21)。

22 このtweetは、かつて依頼された未完の原稿の編修作業に関する経験を元に行っている。光栄なことであつたが苦しかった。

23 ノート：https://note.com/brainy_turntable/n/n21c321fc33d9 (最終閲覧日2023. 07. 21)。

24 私ならどうだろうか、と考えて、

小林英夫氏と原朗氏の裁判に絡むtweetをした。私は「口をつぐんだ被害者は、なすべき事をなさなかったのではないかと。何か自分の中で引っかかるものがあった。自分ならできたのかと問うてみた。「できなかったらう」というのが結論だった。／⑩私は、自身の課程博時の博論をめぐる対応に非常な不満を持った。しかし声を上げることはできなかった。まして裁判となれば高い壁がある。私はひっそりと広島を後にした。あの時学位を得ていれば…。歴史にifがないように、人生にifはないだろう。(2022. 9. 7)

とtweetしている。私のケースは諸事あって、当時学んでいた大学を信頼していなかった。そういう心情から、原の心情を忖度すると、原にはトップランナーの孤独というようなものがあったのではないかと。ある種の人間不信にも捕らわれていたであろう。原と私では違う。しかしこうした心理状況の人は得てして、告発しない方向へ流れるのではないだろうか。

25 ウェキペディアによる。なおリサーチマップは確認できなかった。

26 ウェキペディアによる。

27 file:///C:/Users/user/Downloads/WasedaHogaku_93_4_9.pdf。

28 [file:///C:/Users/user/Downloads/WasedaHogaku_95_2_09%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/user/Downloads/WasedaHogaku_95_2_09%20(1).pdf)。

29 <https://www.facebook.com/100003459295373/posts/1218965384895426/>／<https://www.facebook.com/100003459295373/posts/1222404311218200/>。

30 <https://yonosuke.net/eguchi/archives/10089>。

31 リサーチマップ：https://researchmap.jp/blogs/blog_entries/view/106576/34b6f2ed2265c4df739f25a08cc4882d?frame_id=517354。

32 ノート：<https://note.com/mshin0621/n/n53eaa0fad2ac>、

33 ノート：<https://note.com/mshin0621/n/n024b5b13b215>、

34 1 丸山の思想に内在する「あい矛盾する二つの要求」をめぐる／2 精神の「型」が重要であるとの丸山の指摘に関する議論をめぐる／3 「超越的なものへ帰依することが自由な精神の軸となる」をめぐる／4 丸山と「ニヒリズム」の関係をめぐる／5 「理性」による個人主義と「個性」による個人主義との相克をめぐる／6 「新らしき規範意識」に関する丸山の主張をめぐる／7 心情の解放だけでは権力にからめとられる、との丸山の警告をめぐる／8 「自分と同じ人間は世界に二人としない」との丸山の主張の含意をめぐる／9 〈個人の自立〉と〈国家統合〉との丸山における同時追求をめぐる

- 35 フェイスブック：<https://www.facebook.com/100003459295373/posts/1218965384895426/>。
 36 それにしても「一方当事者の主張を鵜呑みにしないという原則を守って頂ければと思います」というのはどういうことだろうか。笹倉はきちんと自身の見解を表明している。一方苅部は沈黙している。刈部に反論を書くように促すべきではないだろうか。
 37 江口批評には、私と大きく見解を異にする箇所がある。ただしそのことは、改めて考えねばならない課題と感じる。
 38 フェイスブック：<https://www.facebook.com/100003459295373/posts/1218965384895426/>。
 39 河野は、そう見える事を理解しているようで、

最後に、もちろん、苅部直氏は私の兄弟子にあたる人、そうした身びいきを割り引いてみる必要はあるでしょう。疑問を持たれたかたにおかれてはぜひ、笹倉書評だけでなく、実際に苅部本と笹倉本を読み比べてみることをお勧めします。… (略) … (「初期消火」①末尾)

- と述べて、兄弟弟子であることによる身びいき批判を事前に封じようとしている。
- 40 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』(<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>、「はじめに」の日付は、2015.2)の「(協力)日本学術会議科学研究における健全性の向上に関する検討委員会研究倫理教育プログラム検討分科」中に苅部の名が見える。研究者倫理に通じた責任ある立場の研究者ということになる。
- 41 私が残念に思ったのは教育史学会の例である。かつては毎年の動向を論文単位で整理していた。ある時止めてしまった。そして十年ぶりに刊行された『教育史学の最前線Ⅱ』は、基本的に図書だけを取り上げて研究動向を整理した。私は最前線は論文にあると思う。拙稿「教育史」とは、こんな学問ではないですか？—シンポジウム「教育史とはどのような学問か—「60周年記念出版」の検討を踏まえて—」(『教育社会史史料研究』15、2019.3、<https://researchmap.jp/kouno-masahiro/misc/15763579>)参照。
- 42 「白楽の研究者倫理」に「4-1-1. 研究クログレイ (QRP, Questionable Research Practice) の具体的な行為」(https://haklak.com/page_QRP_1.html)という項目がある。全体的なものを除くと、海外の研究の中からいくつかを掲げている。「生命科学」に関するものが多く、「心理学」や「経済学・経営学」に関するものもある。ようするに人文学系のものはない。
- 43 與那覇潤「歴史学者廃業記 歴史喪失の時代」(<https://news.yahoo.co.jp/byline/yonahajun/20180406-00083421/>、2018.4.6)中に見える語。私は、拙稿「歴史教育における「非実証的歴史学」の成果の利用をめぐる—インターネット言説の成果を中心とする批評的考察—」(『教育社会史史料研究』14、2018.12)において、批判的に論じている。

文系領域における「アイデアの盗用」をめぐって(向野)